

教育活動制限の解除と 保護者の皆様へのお願いについて

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、県の緊急対策期間を2月14日（日）で終了すると決定されたことを受け、郡山市教育委員会より教育活動制限の解除について通知がありましたので、本校においても2月17日（水）から段階的に教育活動の制限を解除し、緊急対策期間前の教育活動に戻していきます。

感染リスクの高い教育活動について

感染リスクの高い教育活動	17日（水）以降の対応
○長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等	●換気に配慮し、マスク着用の上、 ・必要最小限の時間 ・適切な声量、形態 で実施することとする。
○近距離で一斉に大きな声で話す活動	
○近距離で活動する実験や観察	●第1理科室、第2理科室ともに単独学級で使用可とする。 ・授業後の手指消毒の徹底 ・必要に応じて実験器具の消毒
○室内で近距離で行う合唱	●同時に2つの部屋を用いて生徒間の距離を一定程度確保し、換気に配慮しながらマスクを着用すれば、必要に応じてクラスを前半・後半の半分に分けることなく、合唱を実施することも可能とする。
○近距離で活動する共同制作	●必要に応じて実施可とする。
○近距離で活動する調理実習	●必要に応じて実施可とする。
○生徒が密集する運動	●バスケットボール等で、5対5などの実践的な試合形式の練習については、換気等に十分配慮し、必要最小限の時間実施可とする。
○近距離で組み合ったり接触したりする運動	●授業の柔道については、教育課程上、必要最小限の時間、実施可とする。 ●乱取り等の試合形式の練習については、換気に配慮し、必要最小限の時間、実施可とする。
○他校との練習試合や合同練習会	●実施可とする。

裏面に続く

(天行健 N028号 再掲)

生徒の登校について

- 生徒本人に発熱や咳・倦怠感などの風邪症状が見られる場合は出席停止
同居家族に発熱や咳・倦怠感などの風邪症状が見られる場合も出席停止
- 同居家族が濃厚接触者としてPCR検査を受ける場合、結果が判明するまで登校自粛（出席停止）

以上の点については、集団感染を未然に防止する上で非常に重要ですのでくれぐれもご理解ご協力をお願いいたします。

緊急事態宣言対象地域への往来について

緊急事態宣言対象地域への不要不急の往来については、自粛をお願いいたします。やむを得ない事情によりお子さんを緊急事態宣言対象地域へ往来させた場合は、その後2週間の健康観察の徹底をお願いします。

今後においても、マスク着用や換気の徹底など、感染予防対策には万全を期して充実した教育活動を展開していきますので、保護者の皆様におかれましてもご理解ご協力をお願いいたします。